子ども・子育て支援新制度施行後5年の 見直しに係る対応方針についての 議論の整理(公定価格関係以外)

令和元年11月12日

制度全般に関する事項

(1)支給認定証の交付等に関する事務負担軽減の状況等を踏まえた、保育標準時間・短時間の区分、 認定証の交付や職権変更、求職要件など支給認定の在り方

支給認定区分の変更の時点について

3号認定から2号認定への職権による区分の変更について、既に区分が切り替わる毎に通知が必要だったものを、年度の末日までに通知をすればよい取扱いとしているところであり、変更の時点の見直しなど、更なる制度改正を行うことによって生じる影響等への懸念が大きいため、現行の制度を維持する。

保育標準時間・短時間の区分について

現行の保育の必要量の区分を統合することについては、認定等に係る市町村の事務負担の軽減が期待される一方で、保育標準時間に統合した場合に保育所等における保育の長時間化につながるとの懸念が指摘されている。

保護者の就労の実態に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育を利用できるようにすることは重要であることから、無償化の施行の状況等も注視しながら、多様な働き方への対応や公費負担への影響等も踏まえつつ、区分の在り方について引き続き検討する。

保育の必要性認定における「求職活動」の要件について

保育の必要性認定における求職事由の取扱について、以下の点を踏まえ、通知等により周知する。

○求職活動の取扱いについては、他の認定事由との公平性、地域における実情、求職活動の性質等を踏まえるものであること。

▽求職活動の内容及び確認方法について、以下のような例示を行うこと。

- ・ 求職活動の内容については、客観的に求職活動と認められる内容及び状態であることが求められ、主なものとして、 ハローワークにおける求職申込、求人への応募、職業相談・職業紹介、各種講習・セミナー受講、個別相談ができる 企業説明会等への参加等が含まれる。なお、自宅における、新聞・インターネット等での求人情報の閲覧のみを行っ ている場合や、知人への紹介依頼等、活動頻度や時間、内容等に鑑み、その活動のみをもって保育の必要性が生じて いるとは言い難い場合は含まない。
- ・ 申請時に、今後の求職活動の計画等の提出を求め、認定の有効期間終了後に再度申請する場合には、活動内容の報告を求める。

(2)幼稚園等で受け入れている2歳児を支給認定(教育認定)の対象とすることについて

現時点では、幼稚園における2歳児の受入れについては、実施の有無や目的・内容が多様であり、支給認定の対象とし一律の公定価格を設定する状況にあるとは言えないため、引き続き多様な活動を地域子ども・子育て支援事業や公定価格の子育て支援活動加算等により支援する。

(3)大型マンション内に認可保育所を設置する場合の居住者の取扱いなど、大規模開発時の利用調整の在り方

大型マンション等の建設時に、当該マンション等に認可保育所を設置するような場合の利用調整における取扱いについては、自宅と保育所との距離等を勘案し入所する保育所を決定する中で各自治体において個別に判断することとしつつ、こうした場所における保育所等の設置促進のための取組みについて、再度通知やFAQの発出等により周知する。

(4)認可外保育施設の認可施設への移行に向けたインセンティブ付与など、移行促進のための方策

現在実施している移行促進策を引き続き実施し、認可外保育施設の認可施設への移行の支援に 取り組む。

保育人材の確保

(1)土曜日における共同保育の実施、子どもの帰宅後も保育士が閉園まで勤務するという運用の改善 善など、働きやすい職場づくり、業務負担の軽減による、保育士等の勤務環境の向上のための方策

土曜保育における共同保育の実施については、現在特段の法令上の規制はないものの、取組みの在り方等について通知やFAQの発出等により明確化する。

あわせて、保育士等の業務負担軽減等による働き方改革については、子どもが全員帰宅した後の取扱いに関し、「市町村や保護者から連絡があった場合に備えて確実な連絡手段や体制が確保されていること」など連絡体制の確保措置を要件にしたうえで、そうした時間については保育士がいなくても可とすることを明確化する。

(2)保育所における職員の短時間勤務について、配置可能な条件の見直し、対象職員の拡大など、 配置要件の在り方

保育所における短時間勤務職員の配置については、調理員等に短時間勤務職員を導入することについて、保育の質の確保にも留意しつつ現行の職員配置基準においても実施することが可能である旨、通知やFAQの発出等により明確化する。

(3)地方自治体等における研修体制の整備、職員の研修受講や園内研修の実施を評価する仕組みなど、保育士等が研修を受講しやすくするための体制づくり

保育士等に対する研修の実施については、今後も効果的かつ効率的な受講が可能となるよう、 取組みを検討し、必要な対応策を講じる。

(4)都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育事業継続のための支援策

地域ごとに異なる具体的状況に応じた保育の在り方については、少子高齢化の急速な進行も踏まえ、人口減少地域等における保育に関するニーズや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手する。

(5)看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度を導入するなど、潜在保育士の就職・再就職支援 の強化のための方策

保育人材確保に向けた、潜在保育士に対する研修の実施や資格試験の充実については、これまで、復帰後の保育士に対する園内研修の費用補助や年2回の保育士試験実施の取組を行ってきたところであり、引き続き研修機会の確保等による再就職支援等を行う。

また、看護師等免許保持者類似の届出制度の導入については、法令上必要となる措置や実務的な事務体制の整備可能性も勘案しつつ必要な財源等の費用対効果も踏まえ、どのような対応が可能か検討する。

認定こども園

(1)施設類型、設置者及び利用者の支給認定区分の違いによって、「特別支援教育費補助」「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」など、異なる制度が適用される私立認定こども園における 障害児等支援の補助体系の在り方

既に一般財源化した保育認定子どもに係る部分については、国と地方の税財源配分のあり方に関わる課題であり直ちに変更を行うことは困難であることなどから、現時点で認定こども園に係る障害児等支援事業を一元化することは困難であるが、各園への支援レベルが低下することのないようにしつつ少しでも事務の簡素化を図る観点から、法律上私学助成を交付することが可能な学校法人立認定こども園の3~5歳については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」ではなく一律私学助成の補助対象とする。(次頁を参照)

一方、施設類型や設置主体により障害児等に対する必要な支援は異なるものではないため、さらなる支援の一元化については、国地方の税財源配分のあり方等に関する大局的な議論の機会を とらえるなどして、引き続き検討する。 (参考)一般財源化した部分を維持しつつ、障害児支援の水準が下がることのないよう、私学助成が交付可能な3~5歳の学校法人立認定こども園に在籍する子どもについては一律に私学助成で対応することとする。

☆:多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

○:私学助成(特別支援教育経費) ●:一般財源化前の障害児保育事業

認定こども園			1号	2号	3号
幼保 連携 型	学校法人立 ^{1,2}	旧接続型			4
		旧並列型			
		上記以外 3			
	上記以外				
幼稚園型	幼稚園部分が 学校法人立 ¹	単独型			
		接続型			
		並列型			
	上記以外	単独型			
		接続型·並 列型			
保育所型					
地方裁量型					

私学助成が交付可能な範囲

	認定こども園			1号	2号	3号
•	幼保 連携型	学校法人立 1,2	旧接続型			
			旧並列型			
			上記以外 3			
		上記以外				
	幼稚園	幼稚園部分が 学校法人立 ¹				
	型	上記以外				
		保育所型				
		地方裁量型				

¹ 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む

² 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したもの 及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外

³ 新制度施行時又は施行後に学校法人立の幼保連携型認定こども園として新たに設置された園(幼稚園や幼稚園型認定こども園を基に新たな幼保連携型認定ことであるとして設置された園を含む)

(2)3歳以上園児の保育室の3階以上への設置の可否など、幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の在り方

3歳児以上の保育室を2階までに確保している場合においては、遊戯室を3階以上に設置可能とするなどについて周知しており、更なる基準緩和は行わないこととする。

(3)5年間延長されている保育教諭の資格に係る経過措置期間中に、免許併有を促進するためのインセンティブ付与等の方策

令和6年度末までの特例期間中に更なる免許状・資格併有促進のため、保育者の質の確保に留意しつつ、保育士の登録を受けた者についての、幼稚園教諭免許状取得特例と、 幼稚園教諭免許状所有者の、保育士資格取得特例の在り方について更なる検討を進める。

(検討例)認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等

地域型保育事業

(1)小規模保育事業における運営等の在り方(B型からA型への移行促進、一時預かり事業や共同保育実施の要件など)

小規模保育事業A型への移行促進については、現在においても小規模保育事業B型からA型に移行するインセンティブを公定価格上設けており、各種講演や自治体の担当者会議等において、周知・説明すること等により引き続きその活用促進に努める。

小規模保育事業所による一般型一時預かり事業については、現行の実施要綱においても実施可能であり、そのことにつき通知やFAQの発出等により周知する。

(2)保育士資格を有する者が家庭的保育者等として従事する場合の、家庭的保育研修の受講要件の 柔軟化

保育士資格所有者が家庭的保育事業や小規模保育事業C型に従事するに当たり受講が求められる家庭的保育研修については、その受講時期につき事業への従事開始後一定期間内の受講も認めるなどの措置を講じるとともに、研修項目の見直しも含めて検討する。

(3) 居宅で家庭的保育を実施している事業者が、5年間延長されている自園調理に係る経過措置期間中に 自園調理を実現できるようにするための支援策

家庭的保育事業における自園調理の実施については、実施義務を猶予する経過措置が新制度施行後10年まで延長されたことや、家庭的保育者の居宅その他の場所で家庭的保育事業を実施する上で保育環境を整えるために必要な経費の一部を補助する「家庭的保育改修費等支援事業」が利用可能であることを、各種講演や自治体の担当者会議等において、周知・説明する。

(4)居宅訪問型保育事業の運用の在り方(派遣対象の拡大や対象児童等の観点からの事業類型の創設など)

保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施については、現行の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第4号により現在でも可能であるが、今般、居宅訪問型保育事業者はそのような乳幼児に対する保育の提供が可能であることを、省令上明確化する。

また、居宅訪問型保育事業の類型化については、居宅訪問型保育事業の活用促進に向けて必要となる事項を、運営費等コスト面の調査を含む制度運用の実態把握や事例収集を行いつつ、引き続き検討する。

(5)連携施設制度の在り方(連携施設確保促進のための地方自治体の関与、小規模保育卒園児を対象とした先行利用調整の仕組みの検討など)

地域型保育事業所を卒園した児童の受け皿確保については、留意事項通知において優先利用の 例示の1つとして既に記載しているところではあるが、有効な取組を明確化する観点から、先行 利用調整のようなさまざまな対応策を活用して、地域型保育事業所卒園後の受入先確保を促す。

また、連携施設制度の在り方については、連携施設の設定状況や、今般延長を行った連携施設 設置に係る経過措置期間における状況等を踏まえて、引き続き検討する。

地域子ども・子育て支援事業

(1)各事業の実施状況、運営実態を踏まえた、補助内容の在り方や事業の促進のための方策

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の量的拡充については、ニーズを踏まえつつ検討する。予算上の仕組みについては、予算編成過程において検討する。

一時預かり事業については、経営上の課題に対応するための職員の処遇改善や補助単価の見直 し等について、予算編成過程において検討する。 (2)条例による事務処理特例の運用状況を踏まえた、一時預かり事業及び病児保育事業の届出先や 立入検査に係る事務の都道府県から市町村への権限委譲の可否

昨年の自治体に対する調査の結果を踏まえ、一時預かり事業と病児保育事業に係る届出の受理 や立入検査等の実施権限は引き続き都道府県等に属することとしつつ、条例による事務処理特例 制度を活用することで市町村への権限委譲が可能である現行の取扱いについて、通知やFAQの発 出等により再度周知をする。

(3) 一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業において居宅訪問型の実施が進まない要因の分析、実施の促進のための方策

各種事業における居宅訪問型の利用を阻害する要因の分析については、現在の実施数が少ない ことも踏まえつつ、方法も含め検討する。

(4)病児保育事業に係る人材の確保に向けた、スキルアップや待遇改善等、事業の安定的な運用の ための支援等の在り方

病児保育事業に係る事業経営については、今年度運営実態を把握するための調査を行うことと しており、当該調査の結果を踏まえ、更なる検討を行う。

また、病児保育事業の安定的運営に向け、実施施設の空き状況確認や利用予定の管理のためのシステム構築に要する費用の補助について、予算編成過程で検討する。

(5)幼稚園の一時預かり事業における特別な支援が必要な子供への対応

一時預かり事業(幼稚園型)において、障害児を受け入れる場合の単価のあり方を令和2年 度予算の編成過程で検討する。

その他

(1)職員配置改善など更なる「質の向上」のための0.3兆円超の財源確保をはじめとした、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保

骨太の方針2019など、閣議決定された方針に基づき、引き続き、各年度の予算編成過程において、安定的な財源の確保に努める。

(2) 幼児教育・保育の無償化を始めとする各種政策や制度変更の効果・検証の在り方

今般の幼児教育・保育の無償化は、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るといった少子化対策と、生涯にわたる人格形成の基礎や、その後の義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性から実施されており、国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」や内閣府の「結婚・家族形成に関する意識調査」において、理想の子ども数を持たない理由として、子育てや教育に費用がかかることが挙げられていることや、幼児教育が、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果をもたらすという海外の研究結果もあることなどを参考にされている。

こうしたことを踏まえ、当面は、少子化対策については参考とした指標に係る数値の変化を、 幼児教育の重要性については年齢別・施設別の利用者数及び割合の変化を確認する。中長期的に は、出生率への影響や幼児教育の効果等について、学識経験者による研究等を踏まえ、検証方法 も含め検討する。

(3)幼保連携型認定こども園において施設の設置者からの求めに応じて市町村が行う保育料の徴収 事務について、幼稚園等に対象を拡大することの可否

保育所、幼保連携型認定こども園等における、市町村による保育料の徴収権限は、児童福祉施設としての責務の履行を担保するために付与されたものであり、また、幼児教育・保育の無償化により、幼稚園等について市町村が保育料の強制徴収を行うことができるようにする意義は薄くなっていることから、強制徴収の対象となる施設の拡大は行わないこととする。

(4)保育所等の面積基準及び外部搬入規制の在り方

保育所等の面積基準については、一定の条件において既に特例措置が講じられているため、追加の措置は行わないこととする。

また、給食の外部搬入の更なる拡大については、質の観点からの懸念も示されているため、現時点においては方針を決定するのは時期尚早であり行わないこととする。